

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適なプランを作成するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

### 2 評価点

評価委員の一人あたりの評価点の満点は、477点とします。

評価委員が提案書及びヒアリング内容を、A：5点、B：3点、C：1点、D：0点  
で評価し、評価点を与えます。

### 3 評価点の最も高いものが2以上あるときの対応

- (1) 別表評価項目のうち、評価項目1～4の合計点が高いものを受託候補者として特定  
します。
- (2) (1)を比較してもなお、受託候補者が特定できない場合は、全ての評価項目において、  
A（5点）が多いものを受託候補者として特定します。
- (3) (1)及び(2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、地方自治法施行令  
第167条の9に準じて、当該者にくじを引かせて受託候補者を決定します。受託候補  
者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該プロポーザル事務に  
関係のない職員にくじを引かせるものとします。

### 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

- (1) 基準  
別表のとおり
- (2) 不適格  
評価項目1～4の小項目いずれかのうち、評価委員の過半数がD（0点）と採点し  
た場合は、その提案者は不適格とします。